

# 排日移民法成立の背景

——写真結婚の影響を中心に——

中  
村  
進

- 一 はじめに
- 二 排日移民法の成立とその背景
- 三 写真結婚への批判とその根拠
- 四 終わりに

## 一 はじめに

二〇世紀初頭における日系アメリカ人の社会文化的考察に関する研究について総合的な研究を行う共同研究への参

排日移民法成立の背景（中村）

三八一（四六三）

加の誘いを受け、その中でいわゆる「排日移民法」についての研究の提案があった。これまでは現行の法律の解釈や理論を扱い、法制史上のテーマについては考察を行った経験がなかったため、断ることも考えたが、国境を越えた人物、資本等の交流に基づき発生する法の抵触に関する諸問題に関心を有する筆者にとつて、アメリカへの日本人移民の入国を禁止するこの法律の成立やその背景については、非常に興味のある問題であり、また、自身の今後の研究においても役立つものと考え、提案を受けることにした。共同研究の打合せの中で、排日移民法自体については、既に多数の優れた先行研究があるため、特にいわゆる「写真結婚」及び「写真花嫁」に焦点を当て、それが排日移民法の成立にどのような影響を与えたかについての考察を担当することになった。<sup>②</sup>

写真結婚とは、見合い結婚の一種であり、アメリカに渡った日本人移民が、親・親戚・知人等の世話によつて日本在住の日本人女性と見合写真を交換し、更に文通した上で、本人らや両家の合意が得られると、結婚が成立する。合意後は、アメリカ在住の夫の不在のまま、日本で結婚式が行われ、女性は妻として夫の戸籍に入り、夫の家で数か月を過ごした後に、妻としてアメリカに住む夫の元に移住するもので、そのようにして渡った花嫁は写真花嫁と呼ばれている。<sup>③</sup> 写真結婚については、アメリカの日本人移民にのみ見られた結婚だけでなく、カナダや南米諸国などに渡った日本人移民の中にもあり、<sup>④</sup> また後に述べるように、二〇世紀前半においてヨーロッパ諸国からのアメリカへの移民の間においても見られた。しかし、二〇世紀初頭のアメリカにおける「排日運動」の激化の中で、この日本人移民の写真結婚に対してアメリカにおいて非常に激しい批判が起こったのである。本稿は、排日運動の原因となった日本人移民問題の最終的な帰結であったアメリカの一九二四年「排日移民法」<sup>⑤</sup>の成立に、この写真結婚が与えた影響について考察するものである。

写真結婚は、それが一九〇八年の日米紳士協定による新規移民の禁止の抜け道として利用され、多くの日本人花嫁が特にカリフォルニア州を中心としたアメリカ西部諸州に入国したことから、これら地域における排日運動の中で、日本人を排斥すべき根拠の一つとして取り上げられ、激しい批判にさらされることになる。では、写真結婚の形により多くの日本人花嫁がアメリカに渡ったことが排日移民法成立の直接的な原因となつたかという点、少なくとも「直接的な」原因でないことは明らかである。なぜなら、日本政府は、日米関係の悪化を回避するために、既に排日移民法が成立する四年半前の一九一九年一二月、写真結婚の禁止を決定し、翌二〇年二月から実施しているからである。ならば、写真結婚や写真花嫁の問題は、排日移民法の成立に全く影響を与えなかつたのか、それとも何らかの形で影響を与えていたのであろうか。また、影響を与えていたとすれば、それはどのような形であつたのか。これらが、本稿が論じるテーマである。

結論的には、排日移民法の成立に写真結婚は、間接的ながら非常に大きな影響を与えていたと考える。そのことを理解するために、先ず一九二四年の移民法が成立するまでの過程とその背景について述べ、その後写真結婚が移民法の成立に与えた影響について日本の外交文書やアメリカの新聞記事などを参照しながら検討してみたい。

## 二 排日移民法の成立とその背景

カリフォルニア州において一九〇〇年頃に始まった日本人移民の排斥を求める排日運動は、アメリカの西海岸諸州に拡大し、一九二四年の排日移民法の成立によって達成された。<sup>7</sup> この排日移民法が成立するまでの過程とその成立の背景について、写真結婚の成立と消滅についても触れながら概説してみたい。

## 1 排日移民法の成立過程

アメリカに日本人の移民が渡るかなり以前から、特に一八四八年のゴールドラッシュで多くの中国人移民がカリフォルニア州に渡り、一八五三年迄に、既に約二万五千人もの中国人移民がカリフォルニア州に居住していたが、その後一八八〇年までに、その数は一三万二千人に増加した。<sup>(8)</sup> 移民の増加に伴い、カリフォルニア州では中国系移民を排斥する動きがあつたが、連邦議会は一八六四年までは、移民の入国を促進する立法を制定していた。しかし、ついに一八八二年、アメリカで最初の移民総合立法といわれる一八八二年法が連邦議会で成立し、中国人移民の入国が停止された。<sup>(9)</sup>

一方、日本人の移民については、一八六九年に最初の移民がサンフランシスコに到着したのを嚆矢として、中国人移民の入国禁止以降、低賃金労働者の需要が急増したために、その数を増加させた。しかしながら、アメリカにおける中国系移民の扱いを観察していた日本政府は、アメリカとの衝突を回避するため、アメリカの移民法を慎重に遵守し、一八九四年に締結された日米通商条約において、自己規制する形で、労働移民を規制する権利をアメリカに認め<sup>(11)</sup>た。その後、ハワイへの移民が急増し、一九〇〇年に日本政府がアメリカを目指す日本人労働者に旅券の発給を停止したことから、一九〇一年に一時的に移民数が激減することになるが、日本人労働者はハワイ、カナダ、メキシコを「玄関口」としてアメリカへの入国を継続する。それに対して、一九〇一年、カリフォルニア州議会が日本人移民の入国を規制する行動をとるよう政府に要求したが、セオドア・ルーズベルト (Theodore Roosevelt) 大統領政権は、西太平洋におけるアメリカの権益に対する日本の干渉を恐れたこともあつて、対応は冷淡であつた。<sup>(12)</sup> 一九〇二年六月、アメリカ本土への移民も条件付きながらも解禁され、以降、一九〇六年まで日本人移民は増加することになる。<sup>(13)</sup>

ところが、一九〇五年に著名な「サンフランシスコ学童隔離事件」が発生する。これは、サンフランシスコ市学務局が長年中国人に対して行ってきた措置と同様に、公立学校に通学する日本人学童を隔離することを決定したもので、日米両政府を巻き込む事態にまで発展した。<sup>14</sup> この事件を契機としてカリフォルニア州に「日本人及び朝鮮人排斥連盟」(Japanese and Korean Exclusion League) が誕生し、以降、この団体が各地で大規模な集会を次々に開催するなど、積極的に排日運動を展開することになる。<sup>15</sup> 日露戦争後の一九〇六年は、それまで規模が限定されていた排日運動が日米関係における外交上の懸案事項に浮上する転換の年であった。それは、日本が大国ロシアに勝利したことで、太平洋上における強力なライバルとして出現した結果、アメリカにおいて「黄禍」の勃興し、日本人移民は次第に脅威と見なされるようになったことによる。<sup>16</sup> そのような状況の中でも、日本人移民が増加し続ける。それは、日本は日露戦争の遂行のため、外国に対して多額の負債を負い国家財政が破綻状態となり、また戦後恐慌により国民の生活も困難に陥っていたが、そのような中で、戦争終結による多数の軍人・軍用人夫達の引き上げが失業者の増大に拍車をかけたところに、移民会社の宣伝などもあって、引揚げた軍人・軍用人夫の多くが移民としてハワイ・北米各地へ渡航するようになったのである。そのため、特にアメリカの太平洋沿岸諸州やカナダにおいて排日運動が激化した。<sup>17</sup>

学童隔離の決議が撤回されると、カリフォルニアで排日運動がより一層高まり、次々と排日法案が州議会に提出された。連邦政府の働きかけによってこれらは採決までは至らなかつたが、日米両政府は日本人移民の問題について協議を行い、一九〇八年に日米紳士協定が成立した。この協定によって、日本政府はアメリカ本土への日本人移民数を毎年五〇〇名に制限することを約束したため、一九〇九年以降、日本人移民の数は激減する。しかし、この協定では、再渡航者・在米移民の家族については例外的にアメリカ本土への渡航が認められていたことから、「写真結婚」によ

り「妻」として日本人移民が渡ることになる。<sup>(18)</sup>

一九一三年、それまでカリフォルニア州議会に何度か提案されながらも連邦政府の圧力により成立しなかった外国人の土地所有を制限する法案が州議会でも可決された。この外国人土地法 (California Alien Land Law) は、第一次排日土地法とも通称されるように、日本人移民が白人労働者との対立を避け、地方に移住し、農地を購入して小規模農家として生計を立てていることに着目し、アメリカ憲法により移民法を制定する権限を有しなかったカリフォルニア州が考え出した事実上の移民制限立法であった。<sup>(19)</sup> この法により帰化権が認められていない日本人は土地所有及び三年以上の借地が許されなくなった。この法が成立する少し前に日本政府は、その成立を阻止するための最終的な妥協策として、日本政府による写真花嫁への旅券の発行停止について、日本側から提議しないが、アメリカ側から提言があればそれを受け入れることを考えていた。そして実際に、珍田州米大使を通じてブライアン (William Jennings Bryan) 国務長官に対し、排日運動を収束するための一方法として日本が自ら写真結婚に制限を加えることを提案したが、考慮に値する旨の返答があるのみで、この提案が実ることはなかった。<sup>(20)</sup>

第一次世界大戦期間中は一時的に緩和の傾向にあった排日移民運動が、その終了後に、カリフォルニア州を中心とする太平洋沿岸諸州において再び激化した。先ず一九一七年、連邦議会は移民の制限政策の強化を図り、移民法の総合的改正法を制定した。この立法の特徴は、文盲テストの導入と東洋人を締め出すことを意図したアジア人禁止地帯の創設にあった。しかし、日本人については、日米紳士協定により措置されていたため、例外扱いとなった。<sup>(21)</sup> そのような中でカリフォルニア州においては、翌年に連邦議会議員選出のための州選挙を控えていた一九一九年、再選を目指していたフィーラン (James D. Phelan) 民主党連邦上院議員や連邦下院議員の共和党候補として出馬していたイン

マン (J. M. Inman) 州上院議員らが、日本人移民の排斥を州民に訴えることが、選挙に勝利するための最も効果的な方法と考え、日米紳士協定の廃止、排日移民法の成立、新たな排日土地法の成立などを州民に訴える選挙運動を展開した。<sup>22</sup> そうした動きに危機感を覚えた日本政府は、ランシング (Robert Lansing) 國務長官のアドバイスを得て、幣原駐米大使を通じて、一九一九年一二月、写真花嫁に対する旅券発行の停止をアメリカ政府に通告し、翌年二月から実施することになった。<sup>23</sup> このようにして、日米紳士協定の油断ならない抜け道であるとか、花嫁は多産で多数の日系アメリカ国民を産出したなどと批判されてきた日本人移民の写真結婚が終わりを向かえることになった。だが、こうした日本側の努力にもかかわらず、一九二〇年にカリフォルニア州において、通称第二次排日土地法と呼ばれる新たな外国人土地法 (California Alien Act of 1920) が成立したのである。<sup>24</sup>

一九二一年、第一次大戦後におけるヨーロッパからの大量の難民の流入を阻止するために、国勢調査に基づいて一定率の移民の入国枠を各国に割当てるアメリカで最初の移民割当法である新移民法 (Immigration Act of 1921) が連邦議会において制定され、入国者に「数的制限」が加えられた。<sup>25</sup> この法律は、一九二四年六月に失効することになっていたため、一九二三年から様々な移民法の修正案が提出されるようになった。下院においては、ワシントン州選出のジョンソン (Albert Johnson) 民主党議員、カリフォルニア州選出のレイカー (John E. Raker) 民主党議員らの太平洋岸諸州選出の議員らが積極的に排日を意図した規定を含んだ法案が提出され、一九二四年四月一二日、ジョンソン案に基づいた移民法が下院において圧倒的多数で可決された。同法案には、帰化資格のない移民はアメリカから排斥されるとし、黄色人種はこの帰化資格のない移民とされていた。当時のアメリカの移民法においてまだ排斥されていない黄色人種は、日本人だけであったため、排日移民法案と通称されることになる。一方、上院においては、同月一六日、

共和党議員リード (David A. Reed) により提出された、ジョンソン法案と同様な排日条項を含む修正案が可決された。その後、双方の法案の内容を統一するための両院議会が開催され、五月一五日の両院における投票で排日条項を含む移民法案が決定した。同法案は、同月二六日のクーリッジ (Calvin Coolidge) 大統領の署名を経て、七月一日より施行された。<sup>(26)</sup>

このような経過を経て一九二四年の排日移民法は成立したが、写真結婚がどのような形で同法の成立に影響を与えたかについて考察するために、次に、同法を成立させるに至った直接的な原因と成立の背景にあった排日運動について検討してみたい。

## 2 排日移民法成立の原因とその背景としての排日運動

### (1) 排日移民法成立の原因

最初にも述べたように、写真結婚が一九二四年の排日移民法の成立に直接的な影響を与えていないことは明らかである。既に排日移民法成立が成立する四年半前に、日本政府はアメリカに写真花嫁に対し旅券発給を停止することを正式に伝えており、排日移民法案が審議される時点では、写真結婚で入国する日本人移民の花嫁はいなかったのである。では、どのような原因や背景があり排日移民法が成立するに至ったのであろうか。通説的な見解によれば、その成立の直接的な原因として次のように説明されている。

排日移民法の成立の原因について、下院においては、移民帰化委員会 (House Immigration and Nationalization Committee) の委員に強硬な排日論者が多く、また議会内にも排日を訴える太平洋沿岸諸州選出の議員に同調する議員が多かったため、圧倒的多数で排日移民法は可決された。しかし、国際関係に機敏である議員の多かった上院では、

排日を積極的に訴える議員が比較的少数であったことや、上院の移民法の立案に大きな影響力を持つ移民委員会 (Senate Committee on Immigration) の構成員の中に西部・南部諸州からの委員が少なく、日本人移民の排斥を強硬に主張する委員はカリフォルニア州選出の共和党議員ジョンソン (Hiram W. Johnson) のみであったことから、当初は、排日移民法は可決されることはないと考えられていた。下院にジョンソン (A. Johnson) 法案が提出された後の一九二四年三月二七日、ヒューズ (Charles Evans Hughes) 國務長官から、①日米紳士協定の内容が不明である、②協定成立後日本人移民が著しく増加していると批判があるとの意見を聞いた日本の埴原駐米大使は、ヒューズ國務長官との協議の上、その誤解を解くための書簡 (埴原書簡) をヒューズ國務長官宛に送付することになった。<sup>27</sup> ヒューズ國務長官に届いた「埴原書簡」が会議に示されると、その書簡の末尾に書かれていた「重大なる結果」 (grave consequences) という字句を、上院のロッジ (Henry Cabot Lodge) 外交委員長が取り上げ、アメリカに対する戦争を示唆する「覆面の威嚇」 (veiled threat) であると訴えると上院の雰囲気が一変し、排日移民法が成立するに至ったというのが、通説的な見解である。<sup>28</sup> しかし、この埴原書簡は、排日移民法の採択への決定的な契機ではあったが、唯一の成立の原因ではなかった。その他の原因として、それまで排日移民法に反対していた南部諸州選出議員らがカリフォルニア州選出の共和党議員ショートリッジ (Samuel M. Shortridge) との政治的な取引を行い、賛成派に回ったこと、ロッジ上院議員が個人的にヒューズ國務長官を嫌っていたことなどが指摘されている。<sup>29</sup>

そこで次に、カリフォルニア州を中心とした太平洋沿岸諸州における排日運動が排日移民法の上下両院での採択にどのような影響を与えたかについて検討してみたい。

## (2) 成立の背景にあった排日運動

排日移民法を成立せしめた排日運動が生まれた原因は様々あるが、写真結婚についての批判は後に述べるとして、それ以外のものとして主に以下が指摘されている。

先ず、一九〇八年の日米紳士協定以後の日本人移民の数がなかなか減少しなかったことが原因として指摘されている。確かに同協定により日本人移民は毎年五〇〇人に制限されていたが、先に移住していた移民の自然増加により数が増えたことや、日本人移民が同一地域に集中して生活していたために、その数が実際よりも何倍も多く感じられたためでもあった<sup>30</sup>。アメリカ本土における日本人移民の数は、一九〇〇年には二四、三三六人であったが、一九一〇年には七二、一七五人に、一九二〇年には一一一、〇一〇人に、一九一〇年から一九二〇年の一〇年間に約五四%も増加していたのである<sup>31</sup>。更に、一九一九年一二月に日本政府による写真花嫁に対する旅券の発給停止が決定されて以降も、日本人移民がなかなか減少しなかったことも挙げられる。写真花嫁への旅券の発給停止の措置は、確かに、在米の日本人社会には大きなインパクトを与えた<sup>32</sup>。しかし、アメリカ本土における日本人移民数の推移は、一九一九年六、二七三人、一九二〇年五、九五九人、一九二一年四、三二一人、一九二二年三、五五八人、一九二三年二、六一七人、一九二四年四、〇六四人であり、多少の減少は見られたものの、大幅なものとはならなかったのである<sup>33</sup>。日本人移民が減少しない原因としてアメリカ側からは、①日米紳士協定上、アメリカ在住者は、兄弟姉妹を呼び寄せることはできないが、親または子と呼び寄せることができるため、先ず親を呼び寄せ、次にその親が子である兄弟姉妹を呼び寄せている、②妻の渡航が増加している、③養子として入国しているなどが指摘されていた<sup>34</sup>。また、カリフォルニア州における排日派の頭目にしてサクラメント・ビー (Sacramento Bee) の主幹であるミクラッチー (Valentine S.

McClatchy) は、下院の移民委員会で写真結婚に代わって、観光花嫁 (excursion bride) が盛んに入国しつつあると論じていた。<sup>(35)</sup>ところが、排日移民成立後についてみると、確かに、一九二五年二八九人、一九二六年三四四人と激減し、その後も一、〇〇〇人以下の時期が続いたのである。しかしながら、そもそも排日論者らは、日本人移民数について述べるとき、これらのアメリカ政府の統計を用いず、その数の中に日本人旅行者、商人、学生などを加え、また再渡航者を新渡航者として算入するなどして、著しい数の日本人移民がカリフォルニア州に流入しているかのように説いていたことが指摘されている。<sup>(36)</sup>また、この時代におけるアメリカへの移民を国別にみても、日本人移民は確かにカリフォルニア州に集中していたが、アメリカ全体で見ると、一八七一年から一九二〇年の間の移民数は、イタリア人四、一七〇、三六二人、ロシア人三、二七六、三六三人、ドイツ人三、一六一、七四七人、イギリス人二、四九四、二九六人などヨーロッパ諸国からの移民が圧倒的に多く、日本人は二四一、九九五人であり、中国人の二四一、五九四人と並んで極端に多いという訳ではなかったのである。<sup>(37)</sup>

移民数の増加とともに日本人移民による農地所有の増加についても、排日論者から批判の対象とされている。カリフォルニア州における日本人の農地保有面積の変動についてみると、第一次排日土地法の成立以降、一九一三年に所有地二六、七〇七エーカー、借地一五五、四八八エーカーであったものが、一九一八年には所有地三〇、三〇五エーカー、借地三三六、七二二エーカーに、また一九二〇年には、所有地七四、七六九エーカーへと増加していた。そして、第二次排日土地法の成立後の一九二三年には、所有地が五〇、五四二エーカーへと減少している。<sup>(38)</sup>このように第一次土地法成立後に日本人の土地所有が減少していない根拠として、フィーランは、カリフォルニア州は外国人の土地所有を禁止しているが、日本人はアメリカで生まれた児童の名を用いたり、会社に加入して土地を買い入れたり、或い

はこれを租借して自ら耕作していることを指摘し、第二次土地法の成立の必要性を訴えていたのである。<sup>39)</sup>しかし、日本人の所有地借地を併せてもカリフォルニア州の全農耕地の六〇分の一、開拓地の二五分の一に過ぎず、また、白人農業経営者が雇用する東洋人労働者よりも、遙かに多数の白人労働者が東洋人経営者に雇われていたのである。更に日本人は、従来の稜、穀類、果実だけではなく、野菜、イチゴ、ブドウなどの新たな労働集約的な農産品を生産することで、一九一九年のカリフォルニア州の日本人側の農産総額は、全州の五億七八一万一八八一ドルのうちの一六七一四万五七三〇ドルを占めるなど、州農産業に多大な貢献をしていたのである。<sup>40)</sup>

排日論者らによるその他の主張として、日本人移民は低賃金に甘んじ長時間労働を厭わないため、仕事の標準および生活程度を下落させ白人労働者を駆逐するとか、労働者に甘んじることなく企業家となり、白人の事業分野を侵す、或いは利益を母国に送りアメリカ社会に還元しないとか、日本人を雇用して日本の品のみを使用しアメリカ人らに労働商売の機会を提供しないなど党派的傾向が強いつつ経済的根拠からの批判があった。また、日本人の契約観念、男女間道徳観念、金銭観念等に対する道徳的理由に基づく批判もなされていた。更に、社会的人種的理由として、文明、風俗、習慣が全く異なり相互理解は不可能で、日本人はアメリカに同化できないとの批判もあったと指摘されている。<sup>41)</sup>これらの排日論者らの主張に対しては、日本人移民の側も深い関心を持ち、排日運動の拡がりに対抗するためにも、アメリカ的生活水準を得ることによって白人と対等であることを認めさせることが必要であると考えていた。<sup>42)</sup>しかし、排日移民論者らの主張の多くは、排日のための口実であって、真の理由は白人らの胸中に潜む人種的反感からくるものであり、むしろ日本人はカリフォルニア州で最も積極的にアメリカ化を進める外国人であったとの指摘もある。<sup>43)</sup>

その他に、排日運動の拡大の背景にあったものとして、日露戦争後において日本が勝利したことによって、次第に日本がアメリカの権益を脅かすのではとの疑念が生じつつあったところに、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世 (Kaiser Wilhelm II) から始まるとされる黄色人種の勃興の脅威を説いた「黄禍論」(Yellow Peril) がアメリカで流布し始めたことなどの影響があったとの指摘がある<sup>44</sup>。しかしながら、排日運動の最大の推進力となったものは、排日論者らが選挙において勝利するために意図的に「排日」をキャンペーンとして取り上げた点にあったと考える。

一九〇〇年以降、サンフランシスコにおいて組合が結成され始め、その代表者らが組合労働党を結成し、市の総選挙において勝利し、市の行政を支配するようになっていた。彼らは積極的に日本人の排斥を呼び掛け、日本人学童の隔離の要求を市学務局に認めさせるようなことはあったが、排日運動を統率する勢力が未だなかったため、それが長続きすることはなかった<sup>45</sup>。一九〇八年の大統領選挙の際、カリフォルニア州において民主党は、初めて日本人移民を政治的に利用したが、共和党が圧勝し、組合労働党も政権から去ることになった。しかし、一九一〇年の州選挙で、「カリフォルニアを白く保とう」(Keep California White!) というスローガンをを用いて選挙運動を繰り広げた民主党が、州上下院において大幅に躍進し、総議席数の四四%を獲得した。一方の共和党は、過半数を維持したものの、連邦政府の良き理解者であったジレット (James N. Gillett) 前知事が敗れ、排日的な傾向の強い、カリフォルニア州共和党革新派のリーダーであったジョンソン (Hiram W. Johnson) が知事となった。この一九一〇年のカリフォルニア州選挙の結果は、その後の排日運動に重大な影響を与えることになる。日本人移民の排斥を掲げた民主党が善戦し、逆にそれを政治的に利用しなかった共和党が苦戦を強いられたことを体験した同州の民主・共和党の両政党は、それ以降の選挙において「排日」を、票を獲得する上での重要な政治的要素として認識し、利用したため、選挙の度にプロパガ

ンダとして「排日」が大きく採り上げられることになったからである。<sup>(46)</sup>

一九一二年の大統領選挙において、ウィルソン (Woodrow Wilson) が共和党のタフト前大統領を破り民主党政権を復活させたが、新大統領は、カリフォルニア州での選挙キャンペーン中に、共和党とは異なり州権を尊重すること、日本人移民の排斥に賛同することを州民に訴えていた。<sup>(47)</sup> しかし、第一次大戦が勃発した一九一四年八月以降は、日本とアメリカは同盟国であったこともあり、全米で反日感情が一時的に薄れ、カリフォルニア州でも目立った反日運動はなかった。ところが、第一次大戦後に新体制を形成する中で、それまで友好な関係にあった日米に次第に対立が表面化し始めた一九一九年春以降になると、カルフォルニア州において排日熱が再び高まった。それを政治的に利用することを考え、排日の急先鋒となっていたのが、翌年に選挙を控えていた次期大統領の候補者であった共和党のH. ジョンソン、再選を望んでいたフイーラン連邦上院議員、連邦下院議員の席を狙っていたインマン及び現知事の後任を目論んでいたチェンバー (John. S. Chambers) 州会計官であった。彼らは、排日立法に成功することによって、選挙における政治的資本を作ること考えていたのである。<sup>(48)</sup> その政治的野心の実現のため、既に経験から「排日」を訴えることに大きな集票効果があることを知っていた彼らは、選挙キャンペーンに排日を掲げ、あらゆる機会を捉えて日本や日本人について十分な知識がなかった州民に訴えるとともに、様々な排日法案を提出したのである。その活動は、カリフォルニア州内にとどまらず、西部諸州選出の上下院議員や知事に呼びかけて排日連盟組織の設立を呼び掛けるなど州外にも及んでいた。<sup>(49)</sup> 排日を訴える政治家たちはまた、カリフォルニア州の排日運動勢力の中心的存在であった「輝かしき西部の息子たち」などの排日を標榜する圧力団体にも属し、それらを通じて政治的な影響力を加えていた。そうした排日運動勢力の活動は、一九一九年一二月に日本政府から写真花嫁への旅券の発給停止がアメリカ

政府に伝えられて以降、写真結婚に対する批判については止めたものの、排日そのものについては州民に訴え続け、第二次排日土地法などの排日法を成立させるに至ったのである。

このようにカリフォルニア州の政治家たちは、自らの政治的野心のために、州民から人気のある排日を選挙キャンペーンに選び、様々な圧力団体を通じて政治力やハースト系新聞を利用した誇張的な報道を駆使して排日論を展開した。<sup>50</sup>一九二〇年にカリフォルニア州において第二次排日土地法が成立以降は、彼らは、その舞台を連邦議会に移し、一九二四年の排日移民法の成立まで排日運動の主導的な役割を果たし続けたのである。そこで最後に、そもそも排日論者らが声高に批判を浴びせ続けた写真結婚や写真花嫁についても、批判に足るに十分な根拠があったのかについて検討してみたい。

### 三 写真結婚への批判とその根拠

既に述べたように、写真結婚はアメリカと日本との間で写真を交換し行われた事実上の見合い結婚であった。一九〇八年に成立した日米紳士協定により日本人からの移民が年間五〇〇人に制限されたものの、再渡航者と移民の家族については入国が容認されたために、一九二〇年二月の旅券発給が停止されるまでの間、その抜け道として盛んに利用されたものである。

日本人移民が、例えばサンフランシスコ港より入国するときには、沖合にあるエンゼル島で「目の検査」と「移民官の審問」を受けた後に上陸を許されるが、写真花嫁の場合には、更に呼び寄せた夫も身分証明書を持参し、移民官の元に出頭することが必要とされた。上陸の許可を得ると、日本人会より派遣された書記の案内により夫婦はサンフラ

ンシスコ郡役所に連れて行かれ、結婚のライセンスの発給を受けた後、日本人キリスト教会に赴き結婚式を挙げて初めて自由の身となったのである。<sup>51</sup> また花婿には、最終的に妻を養う能力があるとする日本領事館が発行した証明書を呈示するように義務付けられていた。<sup>52</sup> このように既に日本で結婚式を終えているにもかかわらず、加えてアメリカの教会において挙式したことは、アメリカからこのような形式の婚姻の適法性が問題となることを回避するためには効果的であったと思われる。<sup>53</sup> それでも写真結婚の有効性に関して疑念がもたれたことがあった。一九一七年のアメリカ移民法が改正され、アメリカに入国する移民に対し文盲テストが課されることになったが、そのテストを日本人の写真花嫁についても適用するか否かが問題となった。その際にアメリカ側から、写真結婚はアメリカ法の觀念から正當な婚姻とは認められない旨の主張があった。それに対して日本政府は、日本における法律慣習に基づくものであること、婚姻の成立時は書面または口頭による戸籍吏への届出時であること、宗教上または社会上の儀式は法律上の成立に何らの意味を持たないこと、旅券や戸籍に明らかに妻として記入されていること、元來婚姻の成立要件等に関して一般に各国国内法の規定に従うべきで、特にアメリカの公序に反する等の重大な理由がない場合には日本法によって決定されるべきであること、日本法によれば適法に成立する婚姻を容認しない場合には、重大な問題が生じることの説明して、漸くアメリカ政府当局の理解を得ていた。<sup>54</sup> しかし、この問題について、後に再度その疑念についてアメリカ側が暗に日本側に伝えることがあったのである。

日本政府が写真花嫁への旅券の発給停止処置を決定する直前の一九一九年一月二〇日、カリフォルニア州における排日運動が拡大する中で、ランシング (Robert Lansing) 國務長官は、駐米日本大使に対し、アメリカが写真結婚を違法なものとして扱う方法や立法措置により禁止する方法は日米間に軋轢を生じるため、日本が自ら禁止する方法を

採るよう非公式に助言したことを、モーリス (Roland S. Morris) 駐日アメリカ大使への電文の中で明らかにしている。この助言が顧慮されて、一二月一三日までに幣原駐米大使が日本政府の了解を受けて、ランシング國務長官に対し「日本政府は、日米間の友好関係の促進を最も重要と位置づけ、その精神においていわゆる『写真花嫁』によって作り出された難局を慎重に検討し、そのような花嫁が合衆国への入国の手続をすることを禁止するための措置を講ずることを決定した」と伝えることとなったのである。<sup>55</sup>しかし、排日論者たちが写真結婚に関する批判の根拠として示したものは様々であったが、その法的な有効性に関して疑念を述べる主張がなされることはなかった。このことは、排日論者たちの主張が本質的に人種差別的な偏見に基づいたもので、理性的・合理的なものではなかったことの証左でもある。では次に、そのような排日論者たちが挙げた写真結婚や写真花嫁に対する批判の根拠について検討してみたい。

写真結婚に対する批判で最も強かったものは、それを排日論者たちが「キリストの制度とは異なる、教養の低い異教徒の制度である」と見なしていた点である。その多くがキリスト教徒であるアメリカ人は、結婚は愛を基礎に<sup>56</sup>対面で交わされた誓約によって達成されるべきものと考え、アメリカの結婚の理想に反すると批判した。<sup>56</sup>排日論者たちは、多くのアメリカ人にとって最も奇異に映った日本人移民の写真結婚を特に選んで取り上げ、それに対して猛烈な批判を行ったのである。更に、そうしたアメリカ人が受ける印象を効果的に排日運動に利用するために、写真花嫁の入国の風景を写真に撮り、それを全国に頒布する計画まで立てていた。<sup>57</sup>しかしながら、当時、このようにアメリカ人にとって奇異に映る写真花嫁は、日本からだけではなくヨーロッパ諸国からも多数入国していたのである。

一九二二年七月三日の新聞記事は、コンスタンチノープルからニューヨークに到着した船の女性の乗客七〇〇名中

の二三一人がトルコ、ルーマニア、アルメニア、ギリシャからの写真花嫁であったことを伝えている。<sup>(58)</sup> このヨーロッパ諸国からの写真花嫁についても、その結婚に至るまでの方法において、日本人移民の写真花嫁の場合と大きく異なることはなかったのである。<sup>(59)</sup> 写真花嫁がバルカン半島諸国やイタリアなどの東欧諸国やイタリアの出身者たちが中心であった原因は、第一次大戦直後のヨーロッパ諸国における社会的・経済的混乱によるものであった。大規模な戦争により結婚適齢の男性が少なかったことに加えて、地方の農家では、経済的混乱から伝統的に求められていた嫁入りの際の持参金を用意することが困難であったことによる。<sup>(60)</sup> ほぼ同様な写真結婚であっても、日本人移民の場合には、強烈的な批判の対象となつたが、このようなヨーロッパ諸国からの写真花嫁に対しては、一目ぼれを懐疑的に考えるアングロ・サクソン人は、写真で選んだ相手と結婚するという方法に関して疑念を抱きながらも、概ね好意的に迎え入れられていた。<sup>(61)</sup> では、何故、同じ写真花嫁であっても、日本人については批判を受け、東ヨーロッパ諸国からの花嫁は歓迎されたのか。両者の違いはどこにあったのであろうか。

両者の違いの一つは、日本人の写真結婚は、夫の不在のまま手続が行われていたにせよ、日本において法的に有効な婚姻が成立していた夫婦おける「妻」の呼び寄せであつたが、東ヨーロッパ諸国からの写真花嫁は、アメリカに到着した後に相手方と結婚式を挙げて妻となつていた点にある。<sup>(62)</sup> しかし、これについては、既に述べたように、日本人の写真花嫁もアメリカ入国後に結婚式を挙げていたため、実質的に差異はなかつたものと思われる。日本人の写真結婚のみが激しい批判の対象となつた決定的な理由と考えられるのは、日本人の写真花嫁のほとんどがカリフォルニア州から入国していたのに対し、ヨーロッパ出身者たちはアメリカ東海岸のニューヨークに到着していた点である。日本人の写真花嫁に対し、キリスト教の価値観と著しく異なると激しく批判した排日論者たちは、ニューヨークに到着

した同じキリスト教徒のヨーロッパ出身の写真花嫁には、ほとんどその批判の声を潜めていたのである。<sup>63</sup> このことから、カリフォルニア州の排日論者たちが写真結婚自体に疑念を抱いていたのではなかったことは、明白である。彼らは、自らの政治的野心を達成するために、選挙キャンペーンとして排日を掲げ、その中で州民に訴えるのに最も効果的なテーマであった写真結婚を取り上げて、批判を行っていたにすぎなかったことを理解することができよう。

次に、日本が写真結婚を考案し、日米紳士協定の「抜け道」として利用しているとの批判があった。<sup>64</sup> 同協定の成立直後において、確かに、写真結婚は、事実上の抜け道としてかなり利用されていたと思われる。しかし、既に述べたように、カリフォルニア州の第一次排日土地法の成立を回避するために、一九一三年に日本側は写真花嫁に対する旅券の発行停止について提案を行っていたが、アメリカ側によって聞き流されていたのであり、また、カリフォルニア州内における写真花嫁の数は一九一六年以降、五〇〇人前後の比較的少数で推移しており、一九二〇年当時の人口が三五〇万人弱で、また直近の一〇〇万人以上の人口の増加があったカリフォルニア州においては、驚くに値しない数字であったのである。<sup>65</sup>

また、写真花嫁として渡った日本人女性が若くて多産であったことから、花嫁を受け入れ続けると、カリフォルニアが日本人の州となると批判された。<sup>66</sup> 確かに、写真結婚でカリフォルニアに入国した日本人女性は何れも若く、同州の全出産率に比較すると、日本人の出産率は高かったとする統計がある。しかし、これらの女性らが出産時期を終えると出産率は低下するため、一九一七年をピークに低下することが予想されていたし、日本人の出産率が目立って高かったのは、第一次大戦が勃発し、白人が軍事召集を受けた結果、白人の出産率が低下していたことも大きな要因であった。排日論者たちは、こうした事実を伝えず、逆に数を盛るなどして日本人は多産であり危険であると煽っている。

たのである。<sup>(67)</sup>その他に、日本人は同化しないといった批判もあったが、これは、主張の根拠とはなり得ないような一つの事実を挙げて、日本人全体が非同化であることを非難するものであり、大多数の日本人は、自ら進んで米国化に努力し、カリフォルニア州の米化運動を最も計画的に実行している外国人は日本人であったとの指摘がある。<sup>(68)</sup>写真結婚に対する批判の根拠として排日論者たちが掲げたものは、そのいずれもが十分な根拠に基づいたものではなかったのである。

このように批判はいずれも十分な根拠に基づいたものではなかったが、過去の選挙における経験から、排日運動に集票効果があることを十分に知っていた候補者たちは、一九二〇年の選挙において、選挙キャンペーンとして排日を謳い、その中で特に州民に最もアピールし易かった写真結婚を取り上げて、批判運動を展開した。このようにして当選した候補者たちが、連邦議会において、「排日民法」の成立のために積極的に活動を行い、一九二四年の排日民法の成立を強力に後押ししたのであった。こうしたカリフォルニア州を中心とした太平洋沿岸諸州の連邦議員として、カリフォルニア州選出のレイカー (John E. Raker) 民主党下院議員、シヨートリッジ共和党上院議員、フリー (Arthur M. Free) 共和党下院議員、ワシントン州選出のジョンソン民主党下院議員が挙げられる。従って、写真結婚が移民法の成立に与えた影響は、直接的なものではなかったが、太平洋沿岸諸州の選挙候補者らに格好の選挙キャンペーンのテーマを提供し、それによつて彼らを当選へと導き、連邦議会における排日民法の成立への原動力となる機会を与えたという意味で、間接的ながら非常に大きな影響を与えていたとみることができよう。

かくして、排日論者たちにとっては、真の目的は日本人の排斥にあり、写真花嫁は州の選挙民に訴えるための格好の材料であり、政治的目的を達成するための最適な「手段」として選ばれたに過ぎなかった。結局、写真花嫁批判は

根拠のない詭弁であり、「写真花嫁」がなかったとしても、排日論者らは、別の「手段」を見つけ出し、それを根拠にして排日運動を継続していたに違いなかった。その証拠に、フィーランは、日系の新聞社の通信員とのインタビューの中で、日本政府による写真花嫁への旅券の発給停止については満足しているが、カリフォルニア州の土地を白人に戻すまで排日運動を継続すると明言していた。<sup>(69)</sup> そうした本質を鋭く見抜いていたモリス駐日大使は、カリフォルニア州における排日運動が日本人に対する差別 (discrimination) であり、日本人のプライドと感情を深く傷つけるものと考えていたのである。<sup>(70)</sup> しかしながら、日本は、日本人労働者の排斥運動の終結と日米関係の改善のために、写真花嫁への旅券発給の停止という外交的犠牲を払ったにもかかわらず、<sup>(71)</sup> 一九二四年の排日移民法の成立を防ぐことができなかったである。

#### 四 終わりに

一八世紀半ば以降のアメリカ太平洋沿岸地域における中国人移民問題の経験から、日本人移民に対する批判が集まることを恐れた日本政府は、アメリカ本土への移民の送り出しについては、当初、慎重な態度であった。しかし、日露戦争後の国内の経済的不況から多数の移民をアメリカに送り続けたことから、カリフォルニア州を中心に排日運動が激化した。その中で、選挙を控えていた候補者らは、州民に対するアピールするために排日を選挙キャンペーンとして選んだのである。その中でも写真花嫁は、選挙民に最も訴え易いテーマであった。そして、一九二四年の排日移民法の成立の際、その選挙で選出された連邦議員らが排日規定を含む移民法案を提出し、その成立に向けて積極的に活動するなど、同法の成立の中心的な役割を果たした。その結果、排日移民法案は、下院はともかく、困難と予想さ

れていた上院においても通過するに至った。そうした意味で写真結婚は、移民法の成立に間接的に果たした役割は少なくなかったのである。一九世紀初頭のカリフォルニア州を中心に発生した排日運動、特に写真結婚に対する批判は、これまでに見たように人種差別的意識を背景になされたものであり、このことを当時の日本政府が正しく認識していれば、排日移民法の成立を防ぐことができたのかも知れない。いずれにせよ、この写真結婚の問題は、国境を越える人の交流によってもたらされる問題の解決の難しさを示す出来事であったといえよう。

一九二四年排日移民法や写真結婚・写真花嫁に関する資料や文献については、日本国内のみならずアメリカにおいても多数ある。筆者には、まだ未取得のものが多くあるだけでなく、取得したもののまだ検討を行っていない資料や文献も少なくない。その意味で本稿は、研究の途上にあるものを取り敢えずまとめものとなってしまった。そのためここに述べたような結論が、どの程度まで正確に史実を反映しているか、後世に与えた影響を正しく理解しているかについて、少し不安はある。今後は、資料や文献の蒐集を続けるとともに、既に取得し手元にある資料や文献を更に深く読み込むことで、こうした不安を解消し、改めて論文としてまとめてみたい。

(1) 非常に多くの文献があり、そのすべてを掲げることができないが、代表的な邦語文献として、蓑原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係―移民問題をめぐる日米摩擦、一九〇六―一九二二年』(有斐閣、二〇〇六年)(以下、『カリフォルニア州』と略す)、同『排日移民法と日米関係―「埴原書簡」の真相とその「重大なる結果」―』(岩波書店、二〇〇二年)(以下、『排日移民法』と略す)、三谷太一郎「大正デモクラシーとワシントン体制―一九一五―一九三〇」細谷千博編『日米関係通史』(東京大学出版会、一九九五年)所収七七頁以下、有賀貞「排日問題と日米関係―「埴原書簡」を中心に」入江

昭・有賀貞『戦間期の日本外交』（東京大学出版会、一九八四年）所収六五頁以下、飯野正子「米国における排日運動と一九二四年移民法制定過程」『津田塾大学紀要』第一〇号（一九七八年）一頁以下がある。また、三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）には、様々な視点から日本人移民及び排日移民法について考察された諸論文が収められている。

(2) この共同研究はまだ継続中で、筆者の研究もまた途上にある。そのため、執筆することについて躊躇したが、お世話になった先生の記念のための論集ということもあり、これまでの研究の結果をまとめて公表することとした。

(3) 田中景「女性の市民的役割と『写真結婚』問題」『社会科学』（同志社大学）第七二号（特集 社会運動・政策決定とジェンダーの国際比較）（二〇〇四年）一四九頁。

(4) アメリカ以外に渡った日本人移民について、例えば、アケミ・キクムラ・ヤノ編・小原雅代他訳『アメリカ大陸日系百科事典—写真と絵で見る日系人の歴史—』（明石書店、二〇〇二年）二二三頁以下には、アルゼンチンやカナダなどに渡った写真花嫁の体験談が紹介されている。

(5) 排日移民法は、その正式名称を一九二四年移民法 (Immigration Act of 1924) といい、日本人のみを対象とした法律ではない。しかし、後にも見るように日本人の排斥が主な狙いであったため、アメリカ側でも「排日移民法」(Japanese Exclusion) という言葉が用いられ、日本人の主観的な発想ではなかったとされる。三輪公忠「まえがき—対等な日米関係の構築に向けて—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）所収ii頁。

(6) 本稿で取り上げた当時のアメリカの新聞記事については、すべて ProQuest Historical Newspapers による検索を通じて得たものである。

(7) 蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一一三頁。

(8) トーマス・バークマン（渡辺知訳）「一九二四年移民法—アメリカ進歩主義の限界—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）所収一五九頁。

(9) 川原謙一『アメリカ移民法—United States Immigration Laws—』（有斐閣出版サービス、一九九〇年）一一一～一二三頁。

- (10) The Japantown Task Force, Inc., *Images of American San Francisco's Japantown* (Arcadia Publishing: San Francisco, 2005) p. 7.
- (11) 一八九八年のアメリカによるハワイ併合当時、ハワイにおける日本人居留者数は六一、一一一人を数えていたが、アメリカ大陸における日本人移民は、一九〇〇年当時は二四、三二六人で、中国人と比べると圧倒的に少なかった。バークマン・前掲注(8)一六二頁。
- (12) バークマン・前掲注(8)一六三頁。
- (13) 兒玉正昭「アメリカ一九二四年移民法の成立に対する移民県の動向—福岡県を中心に—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、一九九七年) 所収二二四〜二二五頁。
- (14) 市学務局は、一九〇六年一〇月に実効的な日本人学童隔離決議を正式に採択したが、連邦政府の介入などもあり、一九〇七年三月、新たな決議の採択によって隔離は撤回された。この事件の経緯や影響については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一一頁以下、蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一六頁以下が詳しい。
- (15) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一五〜一六頁。なお、この連盟は、その後、「アジア人排斥同盟 (Asiatic Exclusion League)」に改称する。この連盟の会員数は、一九〇六年に、七八、五〇〇人にも及んでいたとされる。バークマン・前掲注(8)一六三頁。
- (16) 蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一頁。
- (17) 兒玉・前掲注(14)一二四頁。
- (18) この協定は一九二四年まで維持されたが、最初の一五年間で、アメリカあるいはハワイに入国した日本人の総数は一六、〇九六人で、そのほとんどが「写真花嫁」として入国したといわれている。バークマン・前掲注(8)一六四頁。
- (19) 千葉功『旧外交の形成 日本外交一九〇〇〜一九一九』(勁草書房、二〇〇八年) 四四〇頁。なお、この法律の成立過程とその後の日米関係への影響については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』三五頁以下、蓑原・前掲注(1)『排日移民法』三八頁以下が詳しい。また、第一次排日土地法の成立までの日本政府とアメリカ政府との外交交渉については、鹿島守之

助『日本外交史 第一三卷―ワシントン会議及び移民問題―』（鹿島研究所出版会、一九七四年）二五八頁以下にまとめられている。この法律には、法的な抜け道があったことから、その成立以降、日本人移民はアメリカの市民権を持つ自身の子供の名義で土地を購入などの方法を採用ようになったことについては、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』六八―六九頁。

(20) 一九一三年四月一五日付牧野外務大臣より珍田駐米大使宛、『日本外交文書・大正二年第三冊』六九頁、一九一三年四月一八日付牧野外務大臣より珍田駐米大使宛、『日本外交文書・大正二年第三冊』八一頁、一九一三年四月二〇日付珍田駐米大使より牧野外務大臣宛、『日本外交文書・大正二年第三冊』九一頁以下。

(21) 川原・前掲注(9)一四―一五頁。

(22) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一〇五―一〇六頁。フィーランは、元サンフランシスコ市長であり、最も強硬な排日運動を展開した人物の一人であるが、一九〇〇年頃、最初に排日を訴えた人物であるとして知られる。The Japantown Task Force, *supra* note 10, p. 7. また同氏は、最初に写真花嫁に対する戦いを始めた人でもあった。The Washington Post, January 10, 1935.

このようにフィーランが早くから排日的であった理由として、フィーランの親がアイルランド人であるため、排英主義の立場から、イギリスと同盟関係にある日本とアメリカの軋轢を助長すべきと考えていたとの指摘がある。米田實「排日問題再燃に就いて」『外交時報』第三〇巻二号（一九一九年）一二三―一二四頁。

(23) 一九一九年二月一〇日付幣原駐米大使より内田外務大臣宛、『日本外交文書・大正八年第一冊』一〇五頁。一九二〇年までに、アメリカ大陸における日本人は一一一、〇一〇人を数えたとされる。バークマン・前掲注(8)一六四―一六五頁。

(24) 第二次排日土地法の成立の経緯やその背景については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』九一頁以下及び蓑原・前掲注(1)『排日移民法』四九頁以下に詳しい。また、同法成立までの日本政府とアメリカ政府との外交交渉の経緯については、鹿島・前掲注(19)三五―一頁以下がある。

(25) 川原・前掲注(9)一五―一六頁。

(26) 排日移民法の成立過程については、蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一一三頁以下が詳しい。本稿も排日移民法の成立過

程と次の成立の背景についての記述は、主として同書を参照した。

- (27) 一九二四年三月二八日付植原駐米大使より松井外務大臣宛、『日本外交文書・大正十三年』一二六頁、三月二八日付植原駐米大使より松井外務大臣宛、『日本外交文書・大正十三年』一二七頁。
- (28) 例えば、三谷・前掲注(1)一〇二頁、大畑篤四朗『日本外交史 日本外交史研究別巻Ⅰ』(成文堂、一九八六年)一一六～一一七頁、瀬川善信「一九二四年米国移民法と日米外交」日本国際政治学会編『日本外交史の諸問題Ⅰ』(有斐閣、一九六三年)所収六三～六五頁。
- (29) 蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一四四～一四八頁、一五一～一五二頁。蓑原はまた、「植原書簡」中の「重大なる結果」という字句が排日移民法の成立の理由だと説明する通説の問題点を指摘し、むしろ本当の理由は、共和党を中心とする当時の国内政治事情が深く関与したもので、「植原書簡」は議員たちの態度の豹変を正当化するために用いられたに過ぎないと主張する。蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一七六頁以下、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一六二頁。
- (30) 五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、二〇〇八年)五九頁。
- (31) John B. Trevor, "An Analysis of the American Immigration Act of 1924," *International Conciliation* No. 202 (1924), p. 390.
- (32) 例えば、『北米日本人会月報』第三号(一九二四年)によれば、ワシントン州シアトル市では、二〇歳以上六〇歳までの未婚男子の数六六四名に対し、同年輩の未婚女子の数は九九名で、七人強の男子に対し女子一人の割合であったため、在米の日本人男子に大きな不安を与えたという。広島県『広島県移住史 資料編』(第一法規、一九九一年)二二〇頁。
- (33) 本文中の一九一九年から一九二四年及び後述の一九二五年と二六年の各年のアメリカ本土における日本人移民数については、キクムラリヤノ・前掲注(12)四一頁によった。
- (34) これは、一九二〇年九月末に行われた幣原駐米大使とモーリス (Roland S. Morris) 駐日大使の協議の中で行われたモーリス大使によって指摘されたものである。一九二〇年一〇月二日付幣原駐米大使より内田外務大臣宛、『日本外交文書・大正九年第一冊上巻』二四七頁。

(35) 末廣重雄「日米移民問題の解決如何―交渉再開説を耳にして―」『外交時報』第三五卷八号（一九二二年）一二二―一八頁。この「観光花嫁」がどのようなものかは不明であるが、末廣論文においては、「エクスカーション・ブライド」(excursion bride)のルビが付けられていることから、観光用の旅券で入国したアメリカで知り合い、結婚をする形を採った花嫁であると思われる。

このミクラッチーは、カリフォルニア州における排日運動の中心的存在であった「輝かしき西部の息子たち」(Native Sons of the Golden West)のメンバーで、一九二〇年、下院の移民帰化委員会の公聴会において、紳士協定以降の排日の論点として、以下を列挙したことで知られている。①日本人は同化できず、良きアメリカ市民にもなれない、②日本人は、平和的勢力浸透によってアメリカに永久的基礎を築こうとしている、③アメリカ人は、経済的競争でも、出生率競争でも日本人に対処できない、④直ちに策を講じなければ、アメリカは、当初は経済的競争力で、後に数の力によって、支配される、⑤アメリカへの移民の決定権を外国（日本）に委ねるべきでない、⑥自己防衛の必要上、中国人排斥法と同様の排斥法を日本人にも適用すべき、⑦手遅れにならないうちに対策を講じるべきである、と。広島県『広島県移住史 通史編』（第一法規、一九九三年）二八六―二八七頁。

なお、カリフォルニア州で排日運動を盛んであった理由として、新聞が州民の反日感情を扇動したことも指摘されている。特に、新聞王と呼ばれたハースト (William R. Hearst) が率いる『サンフランシスコ・エギザミナー (San Francisco Examiner)』やデ・ヤング (Michael H. DeYoung) が所有する『サンフランシスコ・クロニクル (San Francisco Chronicle)』が盛んに排日を訴える記事を掲載し、白人労働者の排日感情を一般化させたとされる。蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一五頁。

(36) ペーソン・トリート「加州と日本人」『外交時報』第三四卷三三号（一九二二年）四一―六頁。それによれば、アメリカ政府の統計では、一九〇八年七月から一九一九年七月における在留日本人数の増加数は一〇、九六八人に過ぎないにもかかわらず、排日論者らは、カリフォルニア州内の日本人移民者数が一〇万―一五万人であると主張していた。

(37) David Felsen “The Great Wave of Immigration from 1880 to 1920,” in Thomas Cieslik, David Felsen and Aki Kalaiizidis

ed., *Immigration – A Documentary and Reference Guide* (Greenwood Press: Westport/Connecticut/London, 2009) p. 36.

- (38) 米田・前掲注(22)一二六頁、広島県・前掲注(35)『通史編』二九〇頁。
- (39) 長瀬鳳助・神川彦松・有川治助・西山重和「欧米時報 米国上院議員の排日理由説明」『外交時報』第三〇卷三号（一九一九年）二九九頁。その他にも、フィーランらは、戦後のアメリカ復員兵の就職・帰農問題の解決が問題となっていることに乗じ、根本的に日本人を駆逐しなければカリフォルニア州及び太平洋沿岸諸の農地は日本人に占領されてしまうなどと主張していた。高村経徳「新排日法案と其影響」『外交時報』三三卷五号（一九二〇年）四九四頁。
- (40) トリート・前掲注(36)四二一～四二二頁。
- (41) 長谷川雄一「排日移民法と満州・ブラジル―千葉豊治と永田稔の移民論を中心に―」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）所収四八～四九頁。なお、急先鋒な排日論者であったフィーランの排日理由を説明したものととして、長瀬鳳輔・神川彦松・有川治助・西山重和「欧米時報 米国上院議員の排日理由説明」『外交時報』第三〇卷三号（一九一九年）二九九～三〇〇頁がある。
- (42) 黒川勝利『両大戦間のアメリカ西北部日系社会―シアトルとその周辺地域における労働、生活、市民運動―』（大学教育出版、二〇一二年）五〇～五一頁。
- (43) トリート・前掲注(36)四一八～四二〇頁。なお、日本人労働者の賃金や労働条件についても、一九二〇年代から徐々に解決されていたことについては、黒川・前掲注(41)五五～五六頁。
- (44) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一四頁。アメリカにおける日本人移民の問題と黄禍論の関係については、飯倉章『黄禍論と日本人―欧米は何を嘲笑し、恐れたのか―』（中公新書、二〇一三年）一四五頁以下がある。
- (45) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一二～一四頁。
- (46) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』四二～四三頁。
- (47) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』五三～五四頁。
- (48) 一九一九年一月一日付在サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛付属書（幣原駐米大使宛機密公信）、『日本

外交文書 大正八年第一冊』四九頁、長瀬鳳輔・稻原勝治・有川治助・石川實「欧米時報 米国排日熾烈」『外交時報』第三一卷二号（一九二〇年）一六七頁。フィーラン、インマン、チェンバーズの三人の政治家たちによつて排日運動の再燃の火蓋が切つて落とされたと指摘するのは、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一〇五〜一〇六頁。

(49) 時報(両米)「排日連盟組織運動」『外交時報』第三一卷二二号（一九二〇年）一三四七頁以下。当時のほとんどのアメリカ人が日本や日本人について無知であつたことについては、神田正雄「海外特信 米人の観たる日本」『外交時報』第二七卷九号（一九一八年）一一三六頁以下。

(50) 一九一九年一月一日付ロサンゼルス大山領事より内田学務大臣宛、『日本外国文書 大正八年第一冊』四六〜四七頁。なお、カリフォルニア州の主要な排日圧力団体の活動については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一一二〜一二九頁が詳しい。また、この当時、排日を謳わない選挙戦で勝利することの難しさを教えてくれるものとして、ワシントン州の例ではあるが、黒川・前掲注(42)一六〜一八頁がある。

(51) 広島県・前掲注(32)『資料編』二一〇頁。

(52) *The Washington Post*, January 5, 1915.

(53) このようにアメリカ入国後に結婚式を挙げるようになったのは、一九〇五年にある女性が移民局から正式な「妻」として認められず、拘束されたため、日本領事らの抗議の結果、現地で結婚式を挙げた後に入国が許された事件が発生したことによる。それ以降、アメリカに入国した「写真花嫁」らは現地における結婚式を経て入国が認められるようになった。柳澤幾美「ハワイにおける『写真結婚』問題―日本政府の対応を中心に」『金城学院大学論集 社会科学編』第一卷第一・二合併号（二〇〇五年）一八一頁。

(54) 一九一七年五月一〇日付佐藤駐米大使より本野外務大臣宛、『日本外交文書 大正六年第一冊』三三〜三四頁。なお、そもそも一九一七年民法改正の際の文盲テストの導入の意図が、アジア人の排斥にあつたことについては、*New York Times*, February 23, 1916.

(55) *The Washington Post*, January 10, 1935. このワシントン・ポスト紙の記事は、一九三五年に国務省により公開されたア

アメリカ外交文書に基づいて書かれたものである。

- (56) *New York Times*, July 22, 1922. なお、写真花嫁への反対論を最初に唱えたのも、やはりフィーランであった。彼は、一九〇八年の紳士協定以前からアメリカに住む日本人労働者の子供の妻としてアメリカに入国しようとする者に反対することを宣言していた。*The Washington Post*, January 10, 1935.
- (57) 一九一九年一〇月五日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『外交文書 大正八年第一冊』六八頁。
- (58) *New York Times*, July 3, 1922. もちろん、この記事だけではなく、他にも同様にヨーロッパからの多数の写真花嫁の到着を伝える記事 (*The Washington Post*, March 6, 1921) やニューヨークで写真花嫁に結婚のライセンスを多数発行したことを伝える記事 (*New York Times*, September 6, 1922) などがあることから、相当数の写真花嫁がヨーロッパ諸国からアメリカに入国していたことが想像される。
- (59) ヨーロッパ諸国からの写真花嫁の場合は、先にアメリカに渡った独身の男性が、写真を同封の上、生まれ故郷の家族や親族などに手紙を送り、縁談を依頼する。依頼を受けた者は、候補者を選び、写真と身上書を送る。花婿候補がそれを気に入ったら、彼は渡航費を花嫁候補の元に送る。それを受け取った花嫁候補は手紙と写真を送った後に、花婿候補に会うためにアメリカに渡航するのである。Helen Bullitt Lowry; "Here Comes the Picture Bride," in *New York Times*, March 13, 1921.
- (60) *Ibid.*
- (61) *The Washington Post*, March 6, 1921は、トルコ、アルメニア、ギリシャ、イタリアから三〇〇人の写真花嫁がニューヨークに到着した際の記事で、花婿らの歓迎ぶりを好意的に伝えている。
- (62) ヨーロッパからの写真花嫁は、ニューヨーク湾にあるエリス島 (Ellis Island) に到着した後、社会福祉機関職員により市庁舎と教会に案内され、結婚するまでエスコートを受けていた。Lowry, *supra* note 59.
- (63) *New York Times*, July 22, 1922は、読者の投稿で、日本人による写真結婚に対しては、キリスト教徒によるものとは全く異質の異教徒の制度であると強く批判していた者たちが、ヨーロッパ出身のキリスト教徒の写真結婚について沈黙していることを批判したものである。

- (64) 一九一九年一月一日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『外交文書 大正八年第一冊』五〇頁。
- (65) 日本人の写真花嫁は、一九二二年八七九人、一九一三年六二五人、一九一四年七六八人、一九一五年八二三人、一九一六年四八六人、一九一七年五〇四人、一九一八年五〇二人、一九一九年八月まで三七九人を数えていた。一九一九年一月一日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『外交文書 大正八年第一冊』七五頁。但し、この数字がカリフォルニア州全体のものか、サンフランシスコ港から入国した写真花嫁の数かについては、資料からは不明である。また、カリフォルニア州の人口統計については、トリート・前掲注(36)四一五〜四一六頁によった。
- (66) 例えば、サクラメント・ビー紙のミクラッチーは、ハワイにおける演説で、日本人の繁殖力は強大で、現在の繁殖率が続けば二〇〇年以内にカリフォルニア州は日本人の数が白人の数を凌駕すると述べ、聴衆の感動を得ていた。時報「布哇に排日鼓吹」『外交時報』第三四卷一〇号(一九二二年)一三九五頁。
- (67) トリート・前掲注(36)四一六〜四一八頁。
- (68) トリート・前掲注(36)四一八〜四二〇頁。
- (69) 一九二〇年三月八日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『日本外交文書 大正九年第一冊上巻』二三〜二四頁。
- (70) *The Washington Post*, January 10, 1935.
- (71) *Ibid.*

※ 本稿は、日本大学平成二五年度学術研究助成金(総合研究)の援助を得て行った研究成果の一部である。関係の皆様方に謝意を表したい。

